

第六次長野市男女共同参画基本計画骨子(案)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を図り、それにより男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現のため、市、市民、事業者等が力を合わせ、総合的かつ計画的に取り組を進めています。

平成15(2003)年4月には「長野市男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づき「長野市男女共同参画基本計画」を策定し、様々な施策を通して男女共同参画を推進しています。

近年においては、少子高齢化の進行による大幅な人口減少や、相対的貧困率の高止まり、女性に対するDV(ドメスティック・バイオレンス)の増加・深刻化など、社会情勢が大きく変化し、その対応が求められる中、第五次長野市男女共同参画基本計画(以下「第五次基本計画」という。)では、男女共同参画・女性活躍に係る取組をより一層推進してきました。女性の就業率の増加、男性の家事・育児に対する意識の変化、テレワークをはじめとした柔軟な働き方の普及など、一定の進展が見られる一方で、政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、根強く残る固定的性別役割分担意識、それに起因する社会制度の中にあるバリアなど、依然としてあらゆる分野で課題が残っている状況です。

性別に関わらず、全ての人々が平等に責任・権利・機会を分かち合い、対等に意思決定に参画できる「ジェンダー平等」を実現するためには、あらゆる政策や事業などを立案・実行する過程において男女で異なる課題やニーズを踏まえる「ジェンダー主流化」を市は率先して取り組む必要があります。そしてその取組が浸透し、施策に反映されることで長野市全体の男女共同参画が推進され、**〇〇なまちの実現が図られます。(総合計画と整合させる)**

「第六次長野市男女共同参画基本計画」(以下「第六次基本計画」という。)は、社会情勢や市民の意識、国等の動向をふまえ、ジェンダー主流化の観点を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向けた効果的な施策を推進することを目的として、策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

平成7(1995)年の第4回世界女性会議において国際的な男女共同参画の規範となる「北京宣言・行動綱領」が採択され、女性のエンパワーメントと地位向上のための具体的な取組の指針が示されました。その後、各国において取組の見直しと評価が行われてきました。

平成 27（2015）年の国連持続可能な開発サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットで構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられています。目標の 1 つに「目標 5 ジェンダー平等の実現」が設定されるだけでなく、同アジェンダの前文においては「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメントを達成することをめざす」とあるように、ジェンダー平等の実現は SDGs 全体の目的であると言えます。

世界各国におけるジェンダー平等に向けた動きは加速する一方、世界経済フォーラムが令和 7（2025）年に公表した各国の男女格差を測る指標である「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」によると、日本は 148 か国中 118 位と低い順位で、特に政治・経済分野において国際的に後れを取っている状況です。

昭和 54（1979）年国連総会において採択された「女子差別撤廃条約」では、あらゆる分野で女性が性にに基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障し、日本は昭和 60（1985）年に批准しました。平成 11（1999）年には、その実行性を強化するため、改めて「同条約選択議定書」が採択されました。現在までに多くの国が批准していますが、日本はいまだ批准に至っていません。※長野市議会では、令和 6（2024）年 6 月市議会定例会において、その速やかな批准を求める意見書を採択し、国に提出。

(2) 国の動き

国では、平成 12（2000）年に男女共同参画基本計画を策定し、以降、男女共同参画社会の形成促進に向けて総合的かつ計画的に施策を推進してきました。令和 8（2026）年には第 6 次男女共同参画基本計画が閣議決定され、目指すべき社会として以下の 4 つが提示されました。

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

また、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）を実現する社会形成に資するものであると言及されています。

【主な動き】

◆「男女共同参画社会基本法」の改正

令和 7（2025）年 6 月に独立行政法人男女共同参画機構法の成立に伴い男女共同参画社会基本法が改正され、男女共同参画センターが、各種団体（女性団体、NPO、福祉、教育等の関係機関や、地域コミュニティなど）が相互に連携・協働するための拠点施設として法的に位置づけられました。

◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

令和7（2025）年6月に女性活躍推進法が改正され、法律の有効期限が10年延長になったことに加え、男女間賃金差異、女性管理職比率について、従業員数が101人以上の企業に対して公表を義務化されました。また、女性の職業生活における活躍を推進するに当たって、健康上の特性への配慮について明記されました。

◆「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」及び「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」の改正

令和6（2024）年5月に育児・介護休業法及び次世代法が改正され、子の看護休暇の見直し、育児・介護のためのテレワーク導入の努力義務、育児休業取得状況の公表義務の対象が拡充されるなど段階的に施行されています。

◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正

令和5（2023）年5月にDV防止法が改正され、身体に対する暴力に加え、精神的暴力も対象となるなど、保護命令の拡充と保護命令違反の厳罰化等が定められました。

◆「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の成立

女性をめぐる課題は多様化、複合化しており、女性支援の取組を強化することを目的として、令和4（2022）年5月に成立しました。「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点が明確に規定され、地方公共団体の責務として「困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じる責務を有する」ことが明記されました。

(3) 長野県の動き

県では、令和8（2026）年に第6次長野県男女共同参画計画を策定し、「県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、より伸びやかに暮らせる長野県」の実現に向け、「ジェンダー平等を実現し、誰もがお互いを尊重し暮らしやすい社会づくり」を基本テーマに掲げ施策を推進しています。

令和5（2023）年には、女性の職業生活における活躍の推進に向け「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」を発足し、令和6（2024）年には、「信州未来共創戦略」を策定し、都道府県版ジェンダー・ギャップ指数※において「政治」、「行政」、「教育」、「経済」全ての分野で上位10位以内となることなどの目標を掲げています。

※「地域からジェンダー平等研究会」が毎年発表している、政治・行政・教育・経済各分野に関わる30項目の指標から算出する、都道府県ごとの男女平等度の指数

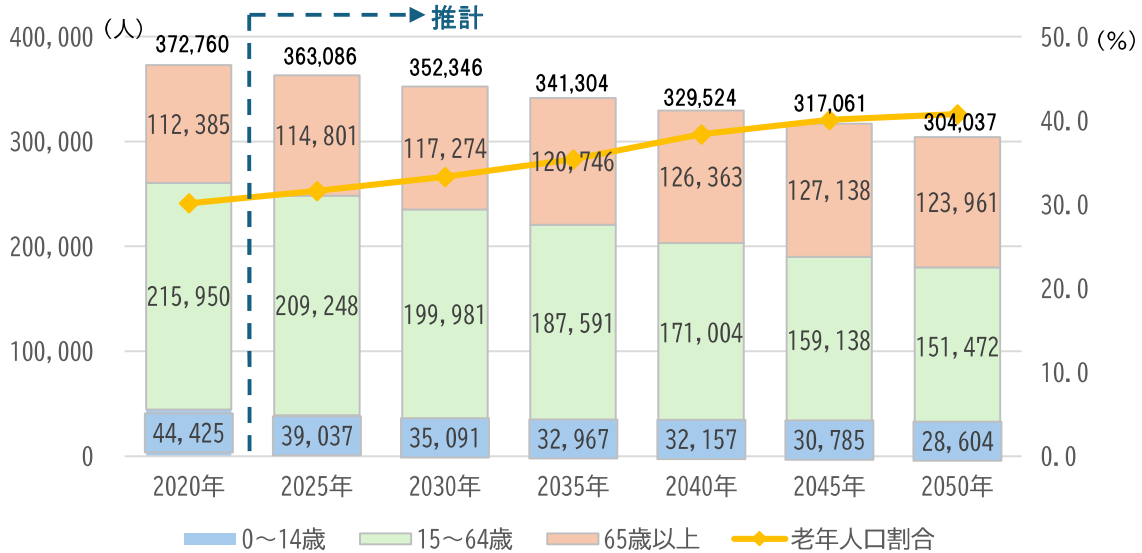
(4) データからみる長野市の現状

ア 人口について

本市の人口は、2020（令和2）年の国勢調査で約37万3千人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2050（令和32）年には、総人口が約30万4千人に減少する見込みです。

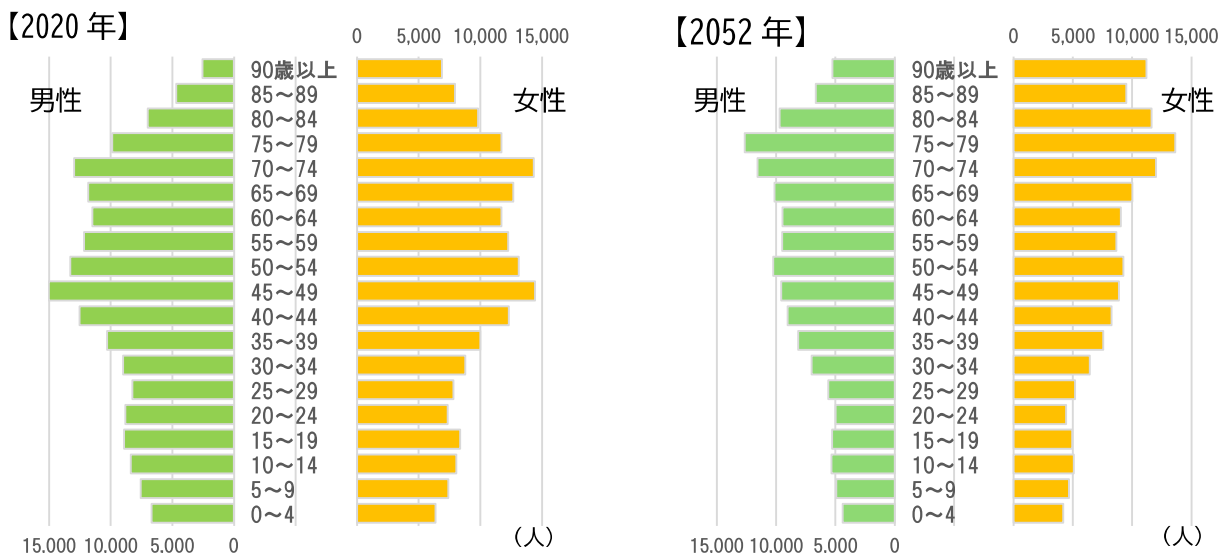
総人口が減少するとともに、より少子高齢化が進行し、老年人口割合は2045年には40%を超える見込みで、人口ピラミッドもより不安定な花瓶型へと変わりつつあります。〔図1、2〕

〔図1：総人口及び年齢3区分別人口の推計〕



2020年は国勢調査の実績値、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計（2023年公表）

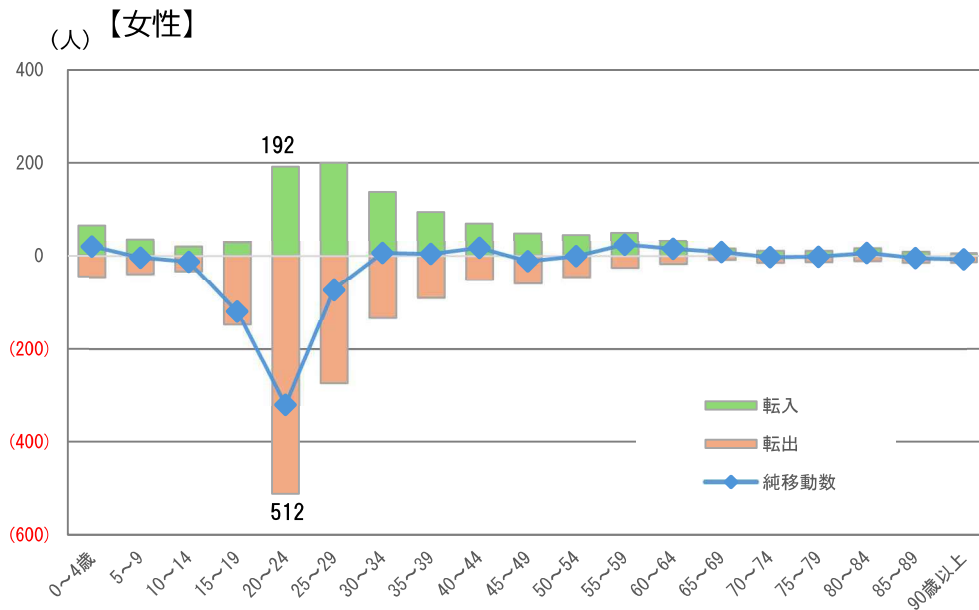
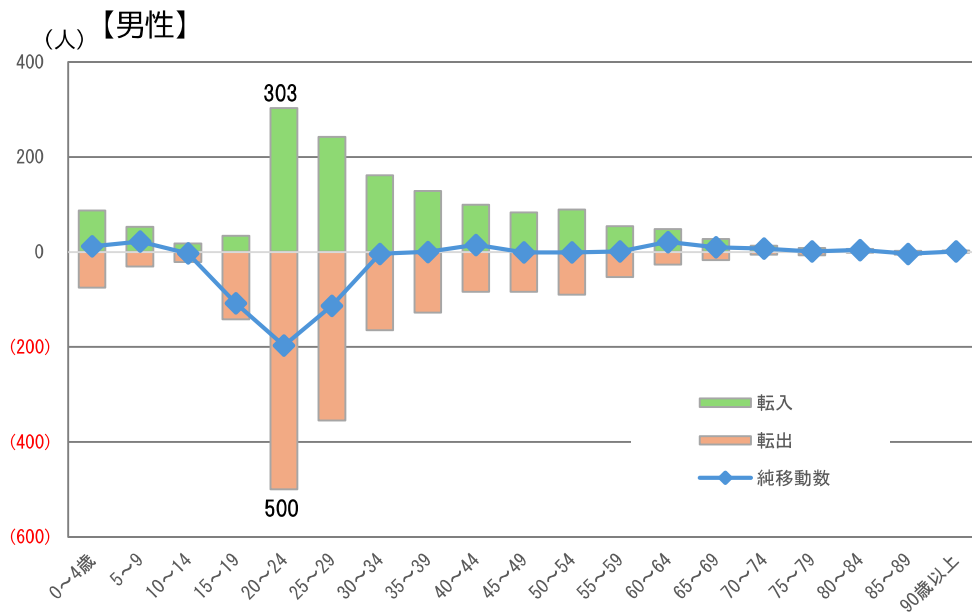
〔図2：5歳階級別人口（人口ピラミッド）〕



2020年は国勢調査の実績値 2052年は国立社会保障・人口問題研究所による推計（2023年公表）

人口減少が続く中、本市から若者の転出が多く、特に女性は男性と比べて転入者数が少ない状況です〔図3〕。このような若者の都市部への流出は、地域社会の担い手確保や、経済の衰退など重大な問題につながっています。

〔図3：東京圏転出・転入数及び純移動数（男女別・年齢階級別）（令和5（2023）年）〕



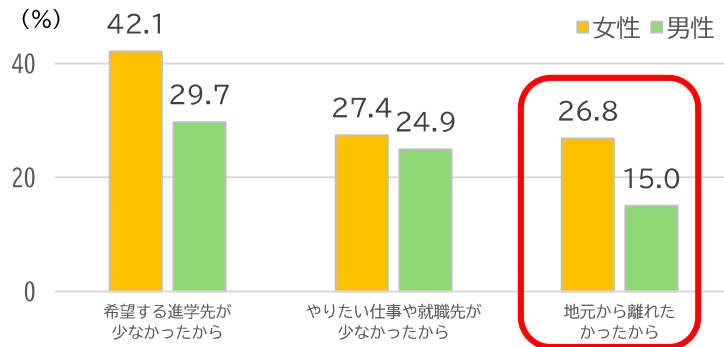
長野市人口ビジョン改訂版（令和7年）より
 ※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
 純移動数 = (転入者数) - (転出者数)

【参考】令和7年度男女共同参画白書（内閣府）より

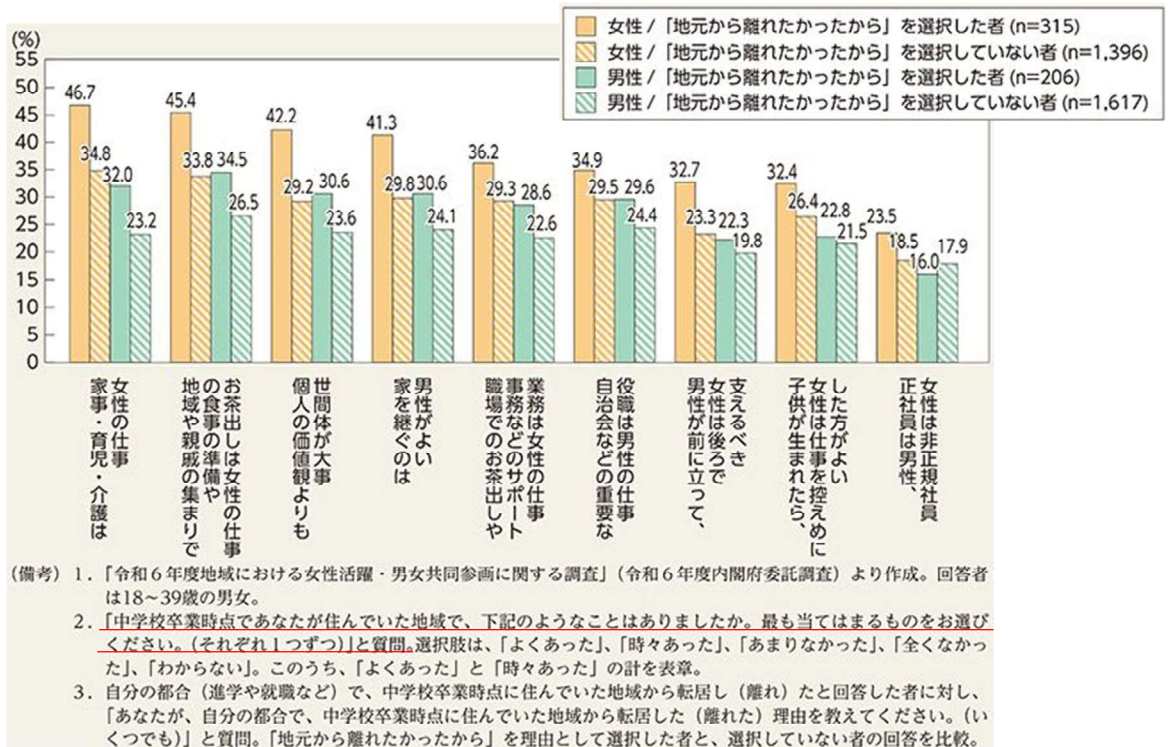
全国的に、若者が地方を離れ東京圏へ一極集中する動きが加速しています。

内閣府男女共同参画局で実施した、地方から東京圏へ転居した人へのアンケート結果によると、東京圏へ転居した理由で「地元から離れたかったから」を選択した女性は、出身地域における固定的な性別役割分担意識等があったと感じている割合が顕著に高い状況であることがわかりました。

○出身地域を離れた理由（東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者のうち、自分の都合で転居した者（複数回答））抜粋



○出身地域における固定的性別役割分担意識等と地元から離れたいという意識の関係

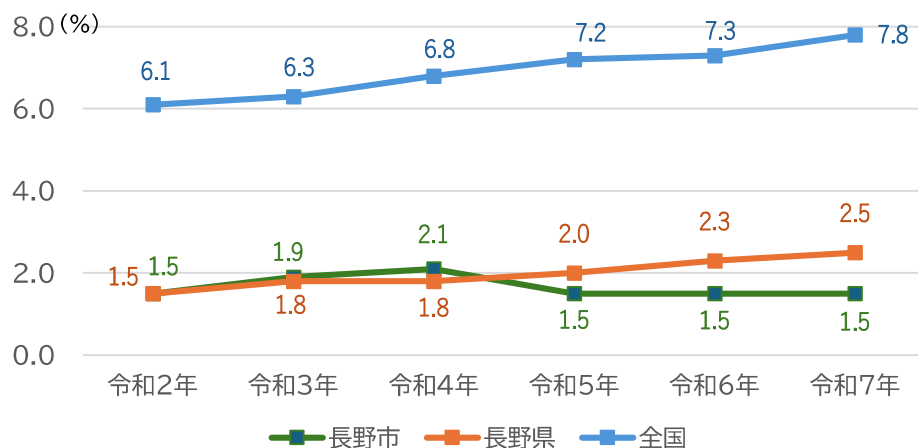


若者、特に女性から選ばれる地域を目指すには、進学先、就職先を整備するだけでなく、地域で根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消を含む、男女共同参画を推進することが重要です。

イ 地域活動への参画状況について

本市の行政連絡区長に占める女性の割合は、1.5～2.0%程度と、非常に低い数値で推移しています。長野県平均及び全国平均は低いながらも近年は上昇傾向にあるものの、本市は改善傾向が見られず、その値もそれらを大きく下回っています〔図4〕。

〔図4：行政連絡区（自治会）の代表者に占める女性の割合〕

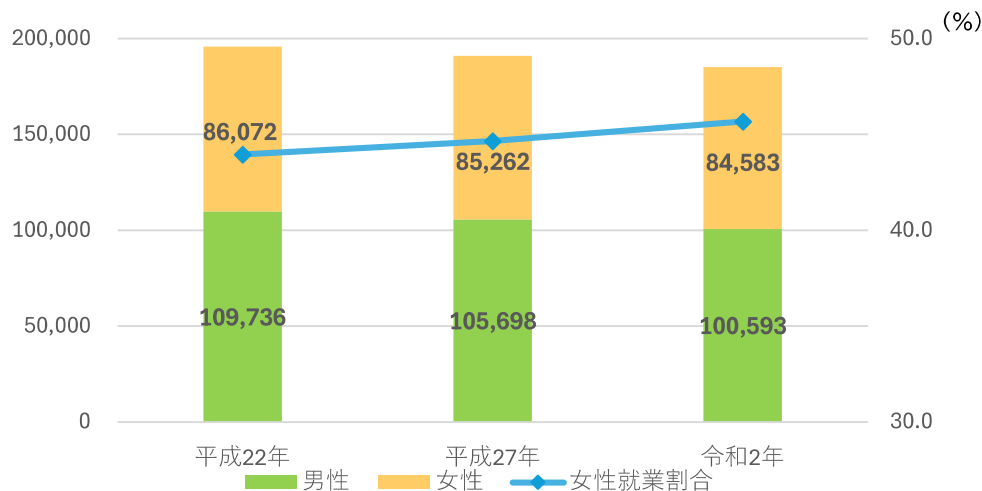


ウ 就業状況について

本市の就業者数の推移を見ると、就業者総数は減少傾向にあるものの、女性の就業者の割合は増加しています〔図5〕。雇用形態に着目すると、女性の正規職員の割合は増加傾向にありますが、男性と比べると非正規雇用の割合が大きい状況です〔図6〕。

女性の年齢階級別労働力率を見ると、妊娠・出産・子育て期に一旦低下し、育児が落ち着いたところに再び上昇する「M字カーブ」は、近年M字の底が浅くなり、解消されつつあります。しかし、就業状況では、正規雇用で働く女性の比率が20代後半をピークとしてその後低下する「L字カーブ」が顕在化しています〔図7〕。

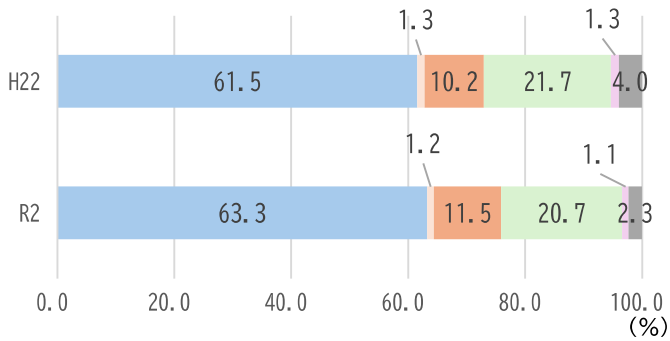
〔図5：就業者数の推移〕



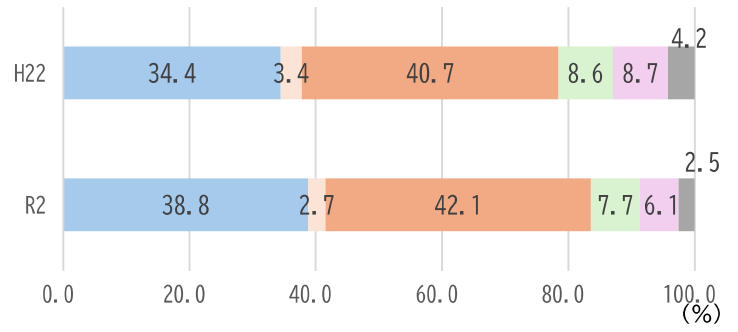
国勢調査

〔図6：雇用形態の割合〕

【男性】



【女性】

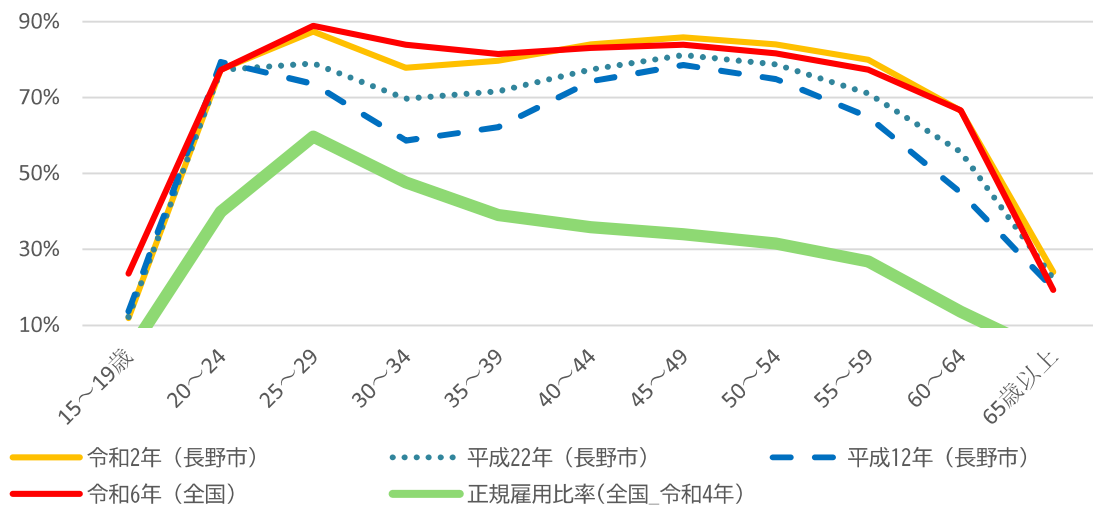


■正規職員・従業員 ■派遣社員 ■パート・アルバイト ■役員・業主 ■家族従業者 ■不詳

■正規職員・従業員 ■派遣社員 ■パート・アルバイト ■役員・業主 ■家族従業者 ■不詳

国勢調査

〔図7〕女性の年齢階級別労働力率と正規雇用比率



総務省「労働力調査」、長野市「国勢調査」

エ 女性相談の状況について

長野市こども総合支援センターで実施する女性相談事業においては、新型コロナウイルス感染症の発生後、相談件数が大幅に増加しています〔図8〕。相談内容の内訳をみると、家庭内不和や交際相手などからの暴力などを含む「生活相談」が **45.2%**と多く、そのほか「離婚相談」や、「配偶者からの暴力」相談など、多岐にわたっており、女性を取り巻く問題は、多様化、複雑化していることがわかります〔図9〕。

〔図8：長野市女性相談件数推移〕

相談件数推移の掲載については検討中

〔図9：長野市女性相談内容内訳（令和6年度）〕

相談内容内訳の掲載については検討中

3 第五次基本計画の取組状況

第五次基本計画では、本市が目指すべき姿として「一人ひとりが多様な個性や能力を活かすことができる男女共同参画・女性活躍社会の実現」を掲げ、3つの基本目標のもと、8つの主要課題を置き、施策を展開してきました。そして、施策の推進状況を把握するための指標とし数値目標を設定し、毎年度進捗管理を行ってきました。

取組内容及び指標の達成状況については次のとおりです。

基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり

- ・取組内容
- ・指標の達成状況（指標A～F）

基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり

- ・取組内容
- ・指標の達成状況（G、H）

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

- ・取組内容
- ・指標の達成状況（I、J）

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の基本理念

本計画は、「長野市男女共同参画推進条例」において定められた5つの基本理念に沿って、男女共同参画のための施策を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際社会の動向への配慮

（長野市男女共同参画推進条例第3条を要約）

2 計画の基本方針

本計画では、長野市の現状、国や県、国際的な動き、社会情勢の変化などをふまえ、長野市が目指すべき姿を示すとともに、計画期間中に集中的かつ重点的に取り組むための3つの基本目標を設定し、各基本目標に沿った主要課題及び個別施策を掲げて展開します。

3 長野市が目指すべき姿

男女共同参画の推進によるウェルビーイングの実現

第五次計画の取組を引き続き進めるとともに、市のあらゆる施策においてジェンダー主流化の視点を取り入れ、推進していくことで、一人ひとりが多様な個性や能力を発揮しながら、暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）を実現できる社会を目指します。

4 基本目標

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

男女共同参画社会は、男女が互いの人権を尊重し合い、責任を分かち合いながら一人ひとりが個性と能力を発揮することができる社会です。この実現のためには、性別による固定観念にとらわれることなく、全ての人に男女共同参画の理念が浸透していることが重要です。

長年にわたり人々の中に刷り込まれてきた性別に基づくアンコンシャス・バイアス（ジェンダーバイアス）に気づき、固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画の理解促進に取り組むとともに、子どもや若者に対しても男女共同参画の意識を若いうちから醸成するための教育や学習の機会の充実を図ります。

(2) あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

誰もが自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を発揮することは、生きがいを感じながら、その人らしい充実した暮らしが送られることにつながります。また、多様な視点を取り入れられることによりイノベーションが生み出され、持続可能で多様性に富んだ、活力ある地域の構築のためには必要不可欠なものとなります。

長野市自らが、職員登用等をはじめとした女性活躍推進のために率先して取り組むとともに、地域活動における女性の参画拡大、働く場における女性の活躍推進、男性の家庭生活への参画促進、ワーク・ライフ・バランスの実現をはじめとした誰もが働きやすい職場づくりの推進などを図ります。

(3) 健やかで安心・安全な暮らしの実現

自らの身体について深く知ることで、健康の保持・増進のために主体的に行動することができるようになり、さらに、男女の互いの性を理解することで、それぞれの人権を尊重し合う社会の形成につながります。特に女性は性ホルモンの変化の影響を強く受けるため、若いうちから健康上の問題を抱えることが多く、ライフステージに応じた健康づくりへの支援が必要です。

また女性は、日常生活や社会生活において、性別を理由としたDV、性被害、貧困など複合的な困難に直面することが多いです。ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を図るため、広報・啓発に取り組むとともに、困難を抱えている人へのきめ細やかな支援などを通して、誰もが安心・安全な暮らしを社会の実現を目指します。

5 計画の位置付け

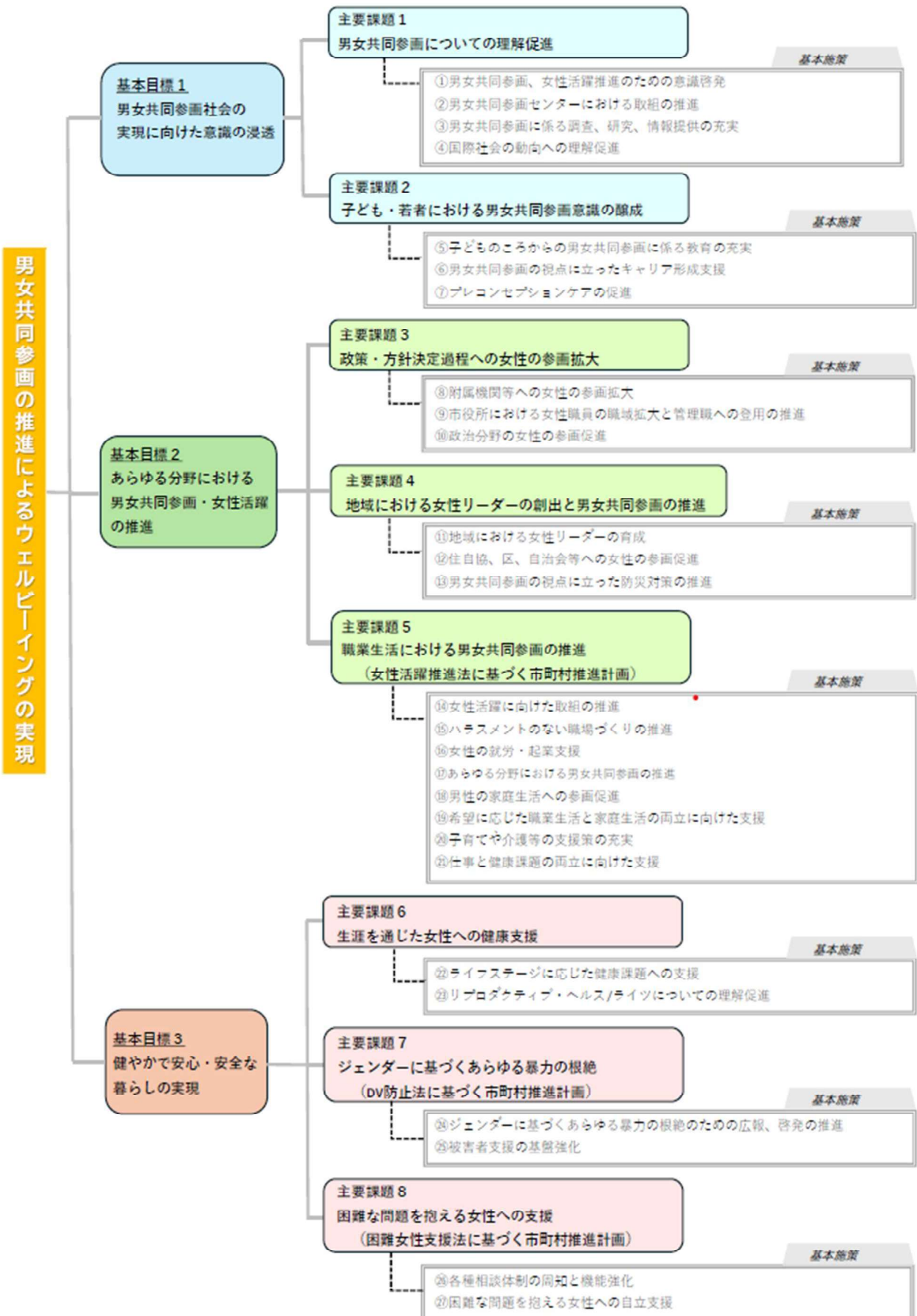
この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「長野市男女共同参画推進条例」第 11 条に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する基本的な計画であり、本市の最上位計画である「長野市総合計画」の個別計画に位置付けられます。また、以下の計画と一体的に策定します。

- (1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第 2 条の 3 第 3 項の市町村基本計画
- (3) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第 8 条第 3 項に基づく市町村基本計画

6 計画の期間

令和 9（2027）年度から令和 13（2031）年度までの 5 年間とします。

7 計画の体系図（イメージ図）



第3章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

主要課題1 男女共同参画についての理解促進

男女が互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着していくことが重要です。

地方において固定的な性別役割分担意識やジェンダーバイアスが根強く残っていると、女性が首都圏へ流出する要因の1つになると考えられます。男女共同参画の意識を浸透させることは、男女が共に暮らしやすい社会の形成につながるため、その理念を根付かせ、男女双方の意識改革を図るための学習や広報・啓発活動の充実を図ります。事業の推進に当たっては、性別役割分担意識や性別にまつわる困難など男女共同参画に係る意識やその実態について調査・研究を行い、市民への効果的なアプローチを行います。

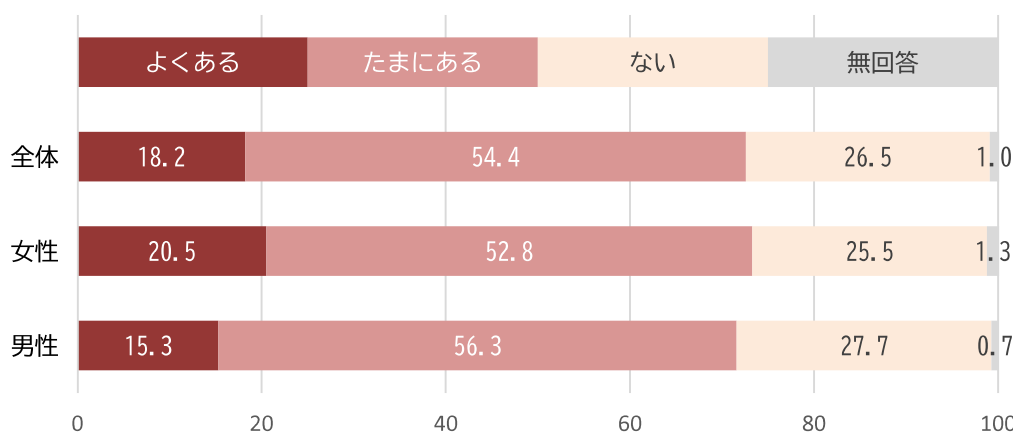
また、本市における男女共同参画の拠点である長野市男女共同参画センターの機能充実に努め、男女共同参画に関する取組を推進します。

さらに、国内における関係法令の整備状況や、国際社会における男女共同参画の進展状況、我が国との格差、SDGs等の国際的な目標への理解を深めることは、男女共同参画に対する意識を醸成するために重要であることから、国及び国連の動向や、諸外国の状況などについての情報提供や学習機会の提供に努め、市民の理解を深めます。

■現状と課題

- ▶「男は仕事、女は家事・育児」といった考え方に反対する市民の割合は、緩やかながらも着実に増えています。日常生活の中で「女らしさ・男らしさ」を期待されたり言われたりする場面は、男女ともに依然として残っています。

〔図1-1〕日常生活で「女らしさ・男らしさ」「女性の役割・男性の役割」などを言われたり、期待されたりすること



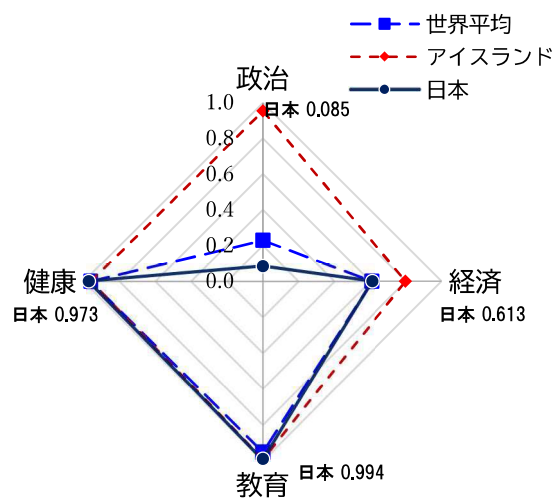
- ▶ 令和7（2025）年6月に男女共同参画社会基本法が改正され、男女共同参画センターが「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」として法的に位置づけられました。「長野市男女共同参画センター」においては、市の男女共同参画・女性活躍を推進する拠点として、市民や企業の啓発、地域活動や市民活動との連携支援、様々な情報発信に努めるとともに、相談事業の実施などから得られる市民のニーズを把握しながら、効果的・効率的な講座の開催や啓発など、事業の充実が必要です。
- ▶ 男女平等に関する国際的な動向や、諸外国の女性の状況などについての情報を収集し、学習機会の提供等により市民の理解促進を図ることが必要です。

〔図1-2〕

2025ジェンダー・ギャップ指数

※対象は148か国

順位	国名	指数
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	イギリス(G7)	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ(G7)	0.803
32	カナダ(G7)	0.767
35	フランス(G7)	0.765
42	アメリカ(G7)	0.756
85	イタリア(G7)	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
118	日本(G7)	0.666
⋮		



※「ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGGI）」

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率

【教育分野】識字率・初等、中等、高等教育の各在学率

【保健分野】新生児の男女比率・健康寿命

【政治分野】国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数



※「持続可能な開発目標（SDGs）」

平成27（2015）年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す開発目標で、17の目標と169のターゲットで構成されています。アジェンダの前文には、「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と掲げられているほか、17の目標の1つに「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」がある。

基本施策①	男女共同参画、女性活躍推進のための意識啓発 固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進するため、広報紙やホームページ、SNSなどの様々な機会を通じて、啓発に取り組みます。
基本施策②	男女共同参画センターにおける取組の推進 男女共同参画事業推進の拠点として、講座の開催や、女性のための相談を実施するとともに、市民、市民活動団体等と積極的に連携し、地域における活動を促進させます。
基本施策③	男女共同参画に係る調査、研究、情報提供の充実 本市における男女共同参画及び女性活躍推進の現状を把握、分析し、効果的な施策へ反映させるための基礎資料となる調査・研究に取り組みます。
基本施策④	国際社会の動向への理解促進 男女共同参画関する諸外国の状況について、情報の収集・提供や学習機会の提供を進め、市民の理解を促進します。

主要課題2 子ども・若者における男女共同参画意識の醸成

性別による固定的な役割分担意識やジェンダーバイアスは、幼少のころからの長年にわたる経験、知識、価値観を基に人々の中に形成されています。

このような意識は女性、男性いずれにも存在しており、気づかないでいると、進路選択や職業選択など様々なライフスタイルに影響を与えるとともに、ケア労働の女性への偏りや、男性の過重労働など心身の健康悪化などをもたらします。

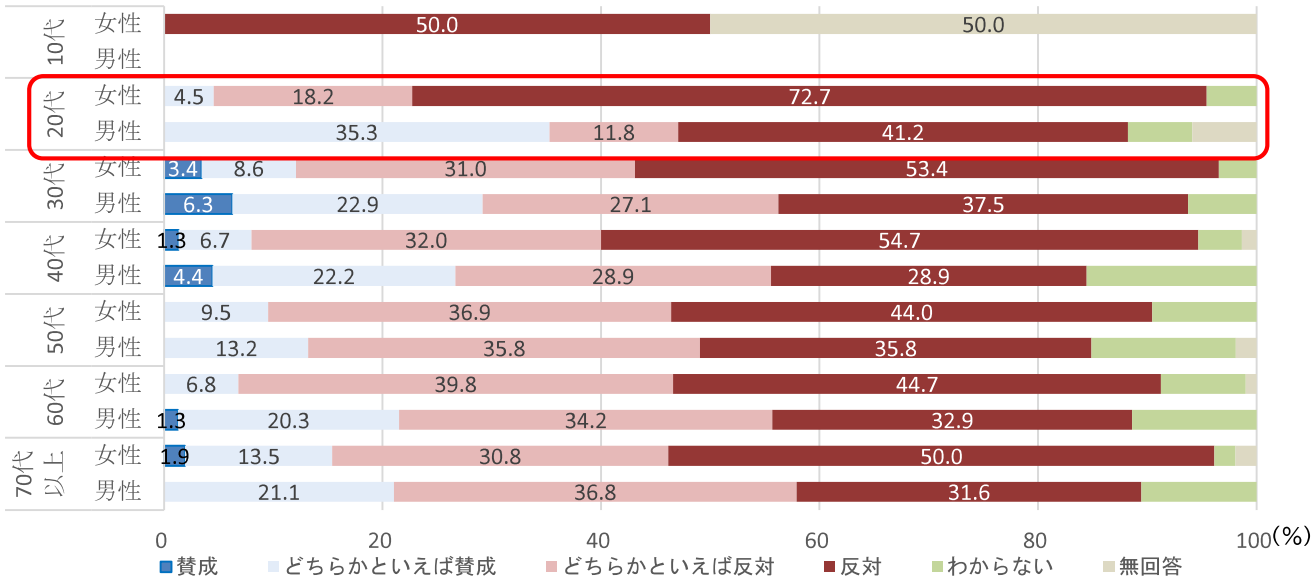
女性も男性も従来の性別による固定観念にとらわれることなく、長い人生の中で主体的で多様な選択ができるよう、幼少期から固定的な役割分担意識を植え付けず、押し付けないための取組を推進します。

また、10代から20代前半は、生涯にわたる健康の基盤となる心身を形成する重要な時期であり、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアの充実を図ります。

■現状と課題

- ▶ 「男性は仕事」、「女性は家事・育児」といった性別によって役割を固定する考え方に「反対」「どちらかといえば反対」とする市民は、全ての世代で半数以上となっています。20代においては、女性は「反対」「どちらかといえば反対」とする意見が全ての世代の中で1番高い割合であるにも関わらず、男性は、「どちらかといえば賛成」と肯定的な意見が1番高い割合であるなど、同じ世代であっても、男女間で認識の違いがあり、若い世代に向けても性別役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。

〔図2〕性別によって役割を固定する考え方について



長野市「令和7年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

- ▶ 科学技術の進展のためには、多様な視点や発想を取り入れることが重要ですが、「女性は文系」「男性は理系」といった思い込みから、女性の理工系学部への進学、当該分野の研究者が依然と少ないことが課題となっています。性別による思い込みを解消し、女子児童・生徒が科学技術に興味を持つような機会を提供する支援が必要とされています。
- ▶ 社会人・職業人として自立した生活を送ることができる人材を育成するため、特に女性が長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置づけ、準備できるようなキャリア形成が重要です。
- ▶ 将来の健康な妊娠・出産を含めた、生涯にわたる健康を維持するため、若いころから性や健康に関する正しい知識を持ち、自分自身の生活や健康に向き合っていく「プレコンセプションケア※」の教育、啓発を行っていくことが重要です。

※プレコンセプションケア…「pre：～前の」「conception：妊娠、受精」

若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康と向き合うこと。

基本施策⑤	子どものころからの男女共同参画に係る教育の充実 子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期から、発達段階に応じて、人権尊重意識、男女平等意識を育むための教育を充実します。
基本施策⑥	男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援 自立の基礎となる就労について、性別にとらわれない主体的な進路選択を行う力、及び男女共同参画の視点に立った勤労観・職業観を育むためのキャリア形成支援を推進します。
基本施策⑦	プレコンセプションケアの促進 子を持つ選択をする、しないに関わらず、男女が互いに性や健康に関する正しい知識を身に着け、将来を見据えた健康管理を行うなどのプレコンセプションケアの啓発をします。

主要課題3

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

将来にわたって活力ある長野市を築いていくためには、あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定過程に男女が社会の対等な構成員として参画し、その個性と能力を十分に発揮することが重要です。また、その過程においてジェンダー平等の観点を反映させる「ジェンダー主流化」を推進することで、男性も女性も暮らしやすい社会が実現します。

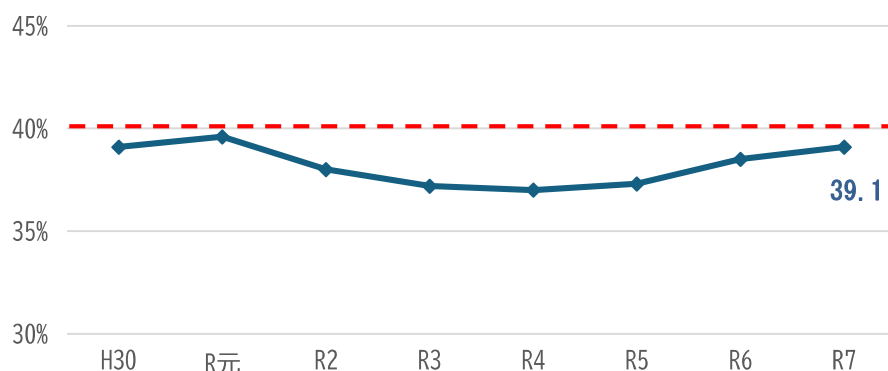
市は、率先して附属機関及び懇談会等への女性の参画拡大に取り組み、政策形成に多様な視点を取り入れるため、女性の委員選任に向けた働きかけを行います。

市役所においては、働き方改革を進めるとともに、意欲と能力のある女性が活躍できる環境づくり、女性職員のキャリア形成支援や管理職への登用を進めます。

■現状と課題

- ▶ 市の附属機関等における女性委員の割合は、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」の規程に基づき、目標値を40%としていますが、令和7（2025）年度の附属機関の女性割合は39.1%でした。それぞれの附属機関が専門とする分野での女性の参画が進んでいないこと、委員の推薦依頼先の団体（関係区域の代表者、学識経験者、関係行政機関など）に女性構成員が少ないことなどが、女性委員が増えない要因と考えられます。

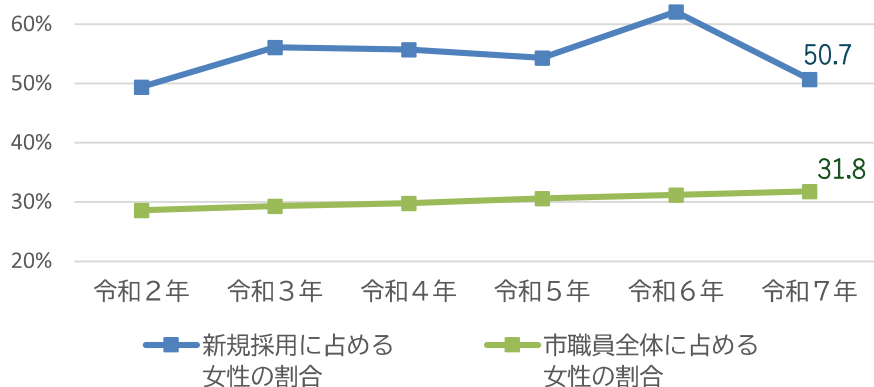
〔図 3-1〕 長野市の附属機関における女性の参画状況



長野市「女性の公職等参画状況調査」

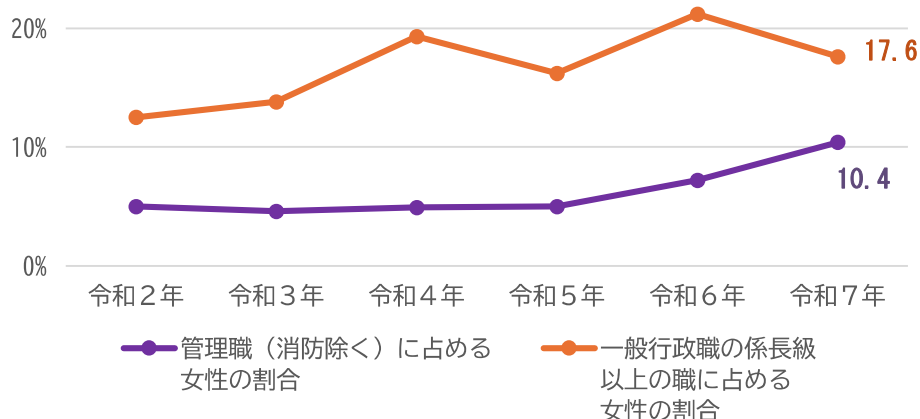
- ▶ 市役所の新規採用職員に占める女性割合は、概ね50%を超えて推移しています。職員全体に占める女性の割合は、年々増加しています。

〔図 3-2〕 長野市の女性職員の割合



- ▶ 管理的地位（課長相当職以上）にある職員及び係長級以上の職員に占める女性の割合（いずれも消防除く）は、年々増加傾向にあります。一層の取組が求められます。

〔図 3-3〕 市役所の管理職、係長級以上の女性職員の割合



基本施策⑧	附属機関等への女性の参画拡大
	政策や方針の決定過程への女性参画の拡大を図り、また、政策形成に多様な視点を取り入れることは、市民満足度の高い市政を実現することにつながるため、附属機関等への女性の登用を促進します。
基本施策⑨	市役所における女性職員の職域拡大と管理職への登用の推進
	長野市役所特定事業主行動計画に基づき、組織全体で女性職員の活躍を推進していきます。
基本施策⑩	政治分野の女性の参画促進
	身近な問題を議論する議会に女性の視点を反映させることが重要です。政治や行政への無関心を解消し、女性を含めた多様な人材が政治等への理解を深め参画するための支援に取り組みます。